

「CASBEE 認証票（認証マーク）」の使用料について

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第 17 条に定める「認証票」の使用料は次の各号に定めるとおりとする。

評価認証を行う区分が、

- 一 CASBEE 評価認証機関認定制度要綱施行規則第 1 条第一号並びに第二号に掲げる区分の場合
交付物件の評価認証費用（消費税込み）の 3%
- 二 CASBEE 評価認証機関認定制度要綱施行規則第 1 条第三号に掲げる区分の場合
交付物件の評価認証費用（消費税込み）の 5%

ただし、評価認証費用とは、認証機関が当該物件の認証のために、申請者から支払を受ける額のことをいう。

附則

この規程は平成 19 年 12 月 18 日から施行する。

改正 平成 25 年 8 月 7 日